



ホットな消費者ニュース～あなたの地域の危ない商法 2019年9月号



加入している保険の契約内容を理解していますか？

（相談事例）

「現在加入している保険の説明をしたい」と、保険会社の担当者が高齢の母宅に来た。母は理解しないままタブレット上で署名してしまい、銀行口座からの引き落としがあって初めて新規契約をしていたことに気づいた。解約を申し出ると、「担当者不在」と引き延ばされ、「クーリング・オフ期間は過ぎた」と言われた。（50代女性）

（アドバイス）

- ◆保険のパンフレットに書いてあるメリットばかりでなく、リスクや契約期間、保険金の受取時期や、受取額などを確認しましょう。その保険が、本当に必要なのか、保障額は適正なのか計算してみることも大切です。
- ◆高齢者が契約する際は家族や親族が同席しましょう。そして、話を聞いたその場で契約せず、検討したり、周囲に相談できる時間を持ちましょう。
- ◆口頭での解約の申し出は「言った」「言わない」の水掛け論になることが多いため、クーリング・オフの書面を出す必要があります。書き方がわからない場合は、消費生活センターに相談してください。

インターネットでの中古車の購入、ネットだけで契約しても大丈夫？

（相談事例）

インターネットの中古車検索サイトで気に入った車を見つけた。他県の販売店だったので販売店とはメールでやり取りをし、実車は見ないまま契約した。しかし、納車後一か月でラジエーターから冷却水が漏れ、修理が必要になった。修理は保証の対象で無料修理になるようだが、車を購入した販売店に自分で持ち込まなければならない。時間も費用もかかるため現実的には不可能だ。（20代男性）

（アドバイス）

- ◆インターネットの中古車検索サイトでは、希望の条件を入力するだけで簡単に好みの中古車が見つかります。そのままネット上で契約することもできますが、中古車は新車と違い、一台一台の状態が違うものです。できれば購入前に一度販売店に出向き、実車を見ながら車の状態の説明を受けたり、試乗をすることをお勧めします。
- ◆購入後の不具合時の対処については保証の有無や内容も含めてしっかり確認し、商談の中で信頼できるお店なのかもチェックしてみましょう。
- ◆自動車は高額な商品で、長い期間使用するものです。しっかり確認し慎重に契約してください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999	（日曜日でも電話相談可）	福岡市	092-781-0999	（第2・第4土曜日でも電話相談可）
北九州市	093-861-0999	（土曜日でも相談可）	久留米市	0942-30-7700	（第2日曜日でも相談可）
飯塚市	0948-22-0857		宗像市	0940-33-5454	
大牟田市	0944-41-2623		行橋市広域	0930-23-0999	
糸島市	092-332-2098		筑紫野市	092-923-1741	

* 消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや！）（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）
※ナビダイヤル通話料金が発生します